

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面（2）

令和3年8月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

訴状の「請求の原因」に誤記があつたので以下のとおり訂正する。

- 1 同第二の三5(9)の3行目（p16の2行目）に「会おいて」とあるを「会において」と
- 2 同第二の八4(10)の3行目（p20の下から7行目）に「実質的な」とあるを「実質的に」と
- 3 同第三の一3の3行目（p23の下から13行目）に「効果ある」とあるを「効果がある」と
- 4 同第三の四2(3)⑩の8行目（p36の5行目）に「侵害することにするに」とあるを「侵害することに」と
- 5 同第三の四3(6)②の2行目（p38の3行目）に「致命率」とあるを「致死率」と
- 6 同第三の四5(16)の下から1行目（p47の17行目）に「最終合格は」とあるを「最終合格には」と
- 7 同第三の五3(15)の1行目及び2行目（p58の9行目及び10行目）に「得られる否か」とあると「得られるか否か」と
- 8 同第四の一2(8)の4行目（p63の7行目）に「最低言動」とあるを「最低限度」と
- 9 同第四の二3(2)の3行目（p64の14行目）に「意の反する」とあるを「意に反する」と
- 10 同第四の二3(3)の2行目（p64の17行目）に「ど行ふ」とあるを「どを行ふ」と
- 11 同第四の二3(9)の1行目及び2行目（p65の8行目及び9行目）に「例年にインフルエンザの感染」とあると「例年のインフルエンザ感染」と
- 12 同第四の二3(10)の12行目（p65の21行目）に「別して」とあると「別をして」と
- 13 同第四の二4(3)の4行目（p66の9行目）に「等差が設ける」とあると「等差を設ける」と

それぞれ訂正する。